(趣旨)

第1条 この要綱は、登別市において、土地が建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条に規定する道路(同条第1項第1号に該当する道路を除く。以下同じ。)に接していることの証明書(以下「接道証明書」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号)及び建築基準法施行規則(昭和25年建 設省令第40号)において使用する用語の例によるもののほか、次の各 号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1)対象の土地 接道証明書の交付の対象となる一筆の土地
 - (2) 台帳 法第42条に規定する道路に関する台帳
 - (3)接道確認に必要な情報 対象の土地の地積測量図、公図、付近見取り図、地図等の原本又は写し

(証明事項)

- 第3条 接道証明書の証明事項は、対象の土地に対する接道に関する事項であって、次に掲げるものとする。
 - (1) 道路種別(法第42条の規定に基づく種別)
 - (2) その他市長が特に必要と認めた事項

(接道証明書の交付申請)

- 第4条 接道証明書の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。) は、接道証明書交付申請書(別記様式第1号)に接道確認に必要な情報 のいずれかであって対象の土地の接道確認に必要な書類(以下「添付図 書等」という。)を添えて、市長に申請するものとする。
- 2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかに審査し、対象となる土地が道路に接していることを確認できるときは、接道証明書(別記様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(手数料の納付)

第5条 接道証明書の交付手数料の額は、登別市手数料条例(平成12年 条例第3号)に定めるところによる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この告示は、令和6年10月1日から施行する。

接道証明書交付申請書

年 月 日

登別市長 様

かのレおり 建築基準法第49条の規定による道路に関する接道証明書の交付を申請しま

す		, C 40 ;	<i>)</i> 、	主架左	5 平 伍 乐	14 2 未切炕	正による但』	沿に関りる)1女担証り	「音の父』	7 化 中 胡 しょ
1	申	請者									
	会	社	名								
	氏		名								
	住		所								
	連	絡	先								
	使	用目	的		□不動於 □建物§		動産鑑定 の他(□確認申	請□金	融機関融	資手続き
	備		考								
2	接	道証明	月申詞	清事項	Ę						
	土	地	の	位	置	登別市	町		丁目	- 1	番
	道	路		種	別	建築基準	法第42条第	第1項第	号道		
	添 (技	付 接道確認	図器に必	書 必要なf	等 青報)	□公図	□その他	()

※添付図書等(接道確認に必要な情報)は、土地の位置が特定できるものを添付願います。

接道証明書

年 月 日

(申請者)

様

登別市長 印

次のとおり、対象の土地が建築基準法第42条の規定による道路に接していることを証明します。

1 接道証明事項

対	象	の	土	地	登別市	町	丁目	番
道	路	租	Í	別	建築基準法第	写42条第1コ	項第 号道路	路
備				考				

2 留意事項

- (1) この証明書は、対象の土地に対して、建築基準法第42条の規定による道路に接していることを<u>交付日現在において</u>証明するものであり、恒久的に証明するものではありません。
- (2) この証明書は、申請者より提出のあった添付図書等(接道確認に必要な情報)に基づき接道を証明するものであり、対象の土地の現況との整合を保証するものではありません。
- (3) 対象の土地の状況により、建築基準法第42条(道路の定義)及び第43条(敷地等と 道路との関係)の規定に反する場合は、この証明は無効となります。 必要に応じ、計画建物をセットバックするなど注意が必要となります。

《参考》 建築基準法本文より抜粋

(道路の定義)

第42条 この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する<u>幅員4メートル</u>(特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6メートル。次項及び第3項において同じ。)<u>以上</u>のもの(地下におけるものを除く。)をいう。(以下、省略)

(敷地等と道路との関係)

第43条 建築物の敷地は、道路(次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。)に<u>2</u>メートル以上接しなければならない。(以下、省略)

合議(主幹認印)